

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 提案基準 3 6 「社会福祉施設」 | 法 3 4 条 1 4 号<br>令 3 6 条 1 項 3 号ホ |
|-------------------|-----------------------------------|

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 3 6 (P114・P115)

1 要件 4 (2) について

要件 4 (2) に該当するものの例として、次のような場合が考えられる。

- ア 養護学校の近接地に放課後児童健全育成事業の用に供する施設等を立地する場合
- イ 交通量が激しくない場所に社会福祉施設を立地することが、施設利用者の安全を確保するために有効であると認められる場合

2 要件 6 について

「当該業務を行い得ることが証されるもの」とは、申請者が、当該社会福祉施設を運営するための実績又は見込み（資格等）を有していることを書類等で確認できることとする。

3 留意事項アの「他の福祉的利用の用に供する施設」とは、法第 3 4 条第 1 号又は同条第 1 4 号の規定により立地が認められる社会福祉施設をいう。

4 施設の立地に当たっては、必要に応じて交通安全面について警察署等と協議を行った結果を確認することとする。